

令和7年度 大田区ものづくり等人材確保のための奨学金返還支援

公募要領（申請マニュアル）

令和7年6月25日

大田区産業振興課

1 事業の目的

区が区内在住・在勤で奨学金の返済を抱えている就業者を支援することにより、区内中小企業の人材確保を促し、就業者の定着率を上げることを目的としています。若年就業者の経済的負担を軽減することで、将来不安の低減、消費意欲の喚起などにより、地域全体の経済成長につなげていくことを目指しています。

2 交付までの流れ

順番	誰が	やること	タイミング	手段	該当ページ
(1)	支援対象者*1	事前申請	内定後 ～入社日から3か月以内 ※	オンライン or 郵送 or 持参	6
(2)	大田区	事前認定・不認定通知	事前申請日の翌月中	メール or 郵送	7
(3)	(事前認定を受けた) 支援対象者*1	現況報告及び交付申請	事前申請の翌年度以降、 <u>毎年</u> 4～6月	オンライン or 郵送 or 持参	7～8
(4)	大田区	交付・不交付決定通知	交付申請日の翌月中	郵送	8
(5)	(交付決定を受けた) 支援対象者*1	請求書の提出	交付決定通知から 30日以内	持参 or 郵送	9
(6)	大田区	支援金を交付	請求書を受付後 おおむね1か月後	口座振込	9

※令和7年度に限り、令和7年4月1日～令和7年12月31日入社の方は令和8年3月31日まで事前申請可能とします。

＼ポイント／

事前認定を受けた後は(3)～(6)を毎年繰り返します。

3 *1 支援対象者とは

事前申請時点で、次の(1)～(4)を全て満たす方

交付申請時点で、次の(1)～(8)を全て満たす方

- (1) 事前申請日の属する年度の3月31日時点において、年齢が40歳未満であること。
※令和7年度は昭和61年4月2日以降に生まれた方
- (2) 大田区の住民基本台帳に登録されていること。
- (3) 大田区内の対象企業(事業所)*2に正社員として就業する予定、または就業していること。
※支援対象者の就業場所が大田区内であることが必要です。
※令和7年4月1日以降に入社した方が対象となります。
- (4) 対象となる奨学金*3の貸与を受け、返還予定又は返還中であること。(交付申請時点で返還完了している場合も含む。)
- (5) 奨学金の返還を滞納していないこと。
- (6) 大田区の特別区民税等を滞納していないこと。
- (7) 同種の支援を受けていないこと。
- (8) 大田区暴力団排除条例(平成24年条例第38号)に規定する暴力団員及び暴力団関係者に該当しないこと。

4 *2 対象企業(事業所)とは

次の(1)～(3)を全て満たす企業(事業所)

- (1) 中小企業基本法に定める中小企業者であること。
(資本金3億円以下、または従業員300名以下の法人企業。ただし、個人事業主は対象外とします。)
- (2) 主な事業の内容が、日本標準産業分類の大分類のうち、製造業、運輸業、建設業のいずれかに該当すること。
(会社全体の売上の約50%以上が、該当する業種であること。)
- (3) 大田区内に所在する本社、工場、事業所等であること。

5 *3 対象となる奨学金とは

次の(1)～(6)のいずれか

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金
- (2) 交通遺児育英会奨学金
- (3) あしなが育英会奨学金
- (4) 地方公共団体が貸与するもの(大田区奨学金貸付制度も含まれます。)
- (5) 学校教育法に規定する学校が貸与するもの
- (6) その他区長が、5(1)～(5)に準ずると認めたもの

6 支援金の交付額

交付申請をする年度の前年度のうち、以下の①～③の要件が全て重複する期間(以下「対象期間*」)に返還した奨学金の合計額の1/2の金額を支援金として交付します。ただし、支援金は年間 10 万円が上限です。また、算出した支援金の金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

*対象期間とは

以下の①～③が全て重複する期間(1か月単位)

①大田区に居住している (住民票の登録がある)期間

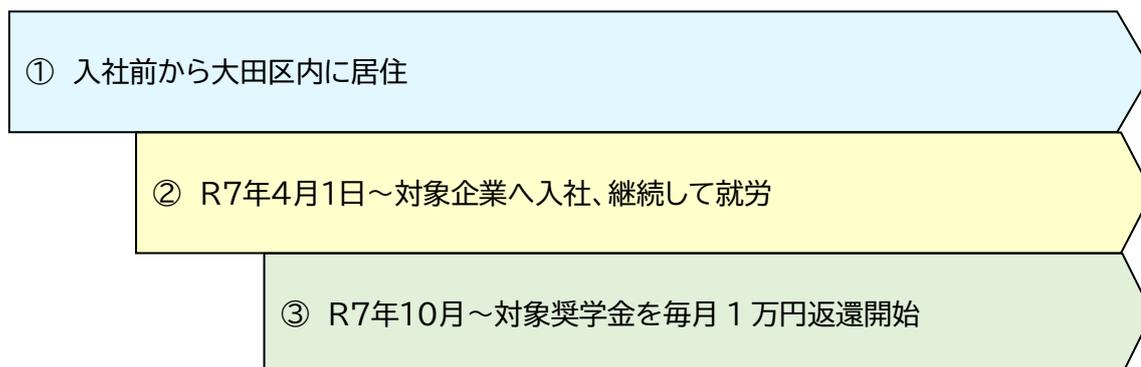
②対象企業(事業所)で就業している期間

③奨学金を返還している期間

※1か月未満は対象外

◆交付額のモデルケース (令和=R と表記)

(例1)



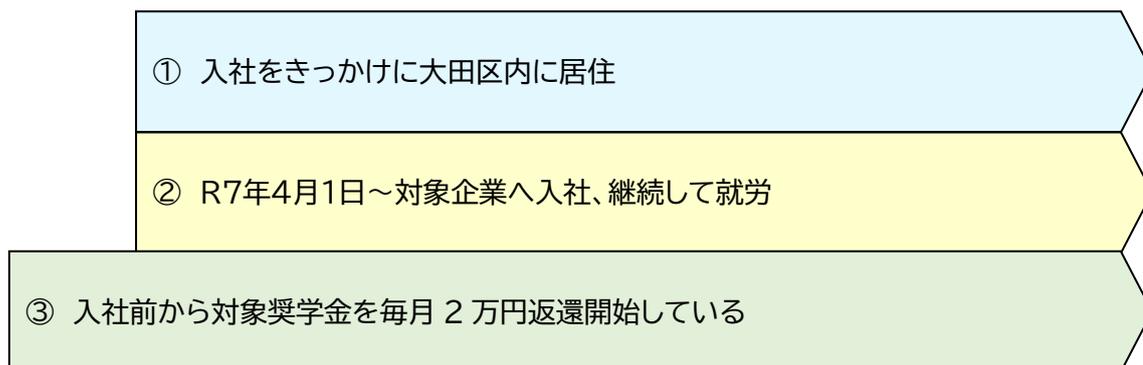
・対象期間は①～③が全て重複する期間=R7年10月～R12年9月(状況が変わらない場合)

・年度ごとの交付額

年度	交付額と計算式
R8年度	3万円=(R7年10月～R8年3月)6か月×1万円×1/2
R9年度	6万円=(R8年4月～R9年3月)12か月×1万円×1/2
R10年度	6万円=(R9年4月～R10年3月)12か月×1万円×1/2
R11年度	6万円=(R10年4月～R11年3月)12か月×1万円×1/2
R12年度	6万円=(R11年4月～R12年3月)12か月×1万円×1/2
R13年度	3万円=(R12年4月～R12年9月)6か月×1万円×1/2

※最大 60 か月分なので R12年9月分までの交付となります。

(例2)

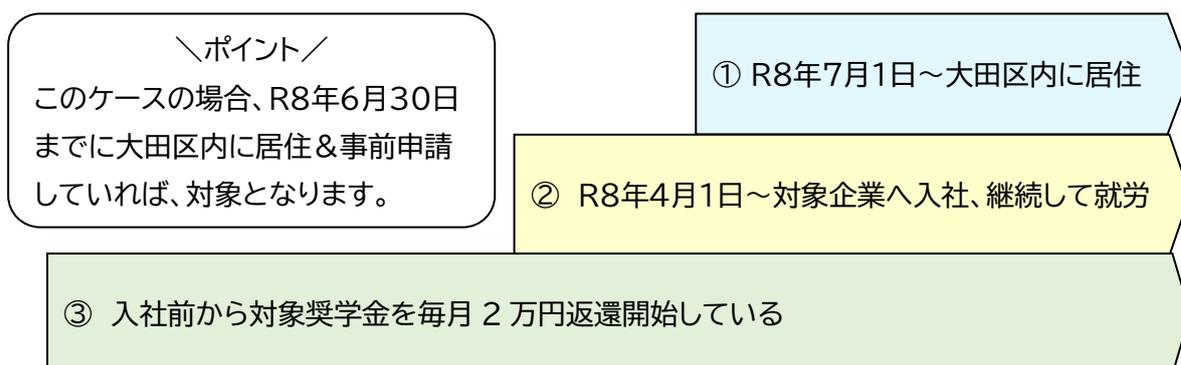


・対象期間は①～③が全て重複する期間＝R7年4月1日～R12年3月(状況が変わらない場合)

・年度ごとの交付額

年度	交付額と計算式
R8年度	10万円＝(R7年4月～R8年3月)12か月×2万円×1/2(上限10万円)
R9年度	10万円＝(R8年4月～R9年3月)12か月×2万円×1/2(上限10万円)
R10年度	10万円＝(R9年4月～R10年3月)12か月×2万円×1/2(上限10万円)
R11年度	10万円＝(R10年4月～R11年3月)12か月×2万円×1/2(上限10万円)
R12年度	10万円＝(R11年4月～R12年3月)12か月×2万円×1/2(上限10万円)

(例3)



・(例3)の場合、対象外となりますのでご注意ください。

※事前申請時に「大田区に居住中」かつ「**入社日から3か月以内**」である必要があり、(例3)のケースでは、R8年7月1日の時点で入社日から3か月を過ぎてしまっているため。
(R7年度に限り、緩和措置あり)

(例4)



・対象期間は①～③が全て重複する期間＝R8年4月1日～R11年9月(状況が変わらない場合)

・年度ごとの交付額

年度	交付額と計算式
R9年度	9万円＝(R8年4月～R9年3月)12か月×1.5万円×1/2
R10年度	9万円＝(R9年4月～R10年3月)12か月×1.5万円×1/2
R11年度	9万円＝(R10年4月～R11年3月)12か月×1.5万円×1/2
R12年度	4.5万円＝(R11年4月～R11年9月)6か月×1.5万円×1/2

※奨学金の返還が終了したら、最後の返還月分をもって、60か月に達していなくても支援終了となります。

ポイント

支援金額	対象期間(1か月単位)に返還した奨学金の合計額 × 1/2 ・1,000円未満の端数があるときは、切り捨て ・対象期間が1か月に満たない場合は対象外
支援金の上限額	年間10万円まで 最大5年間分(60か月分)まで
交付申請が可能な期間	事前申請をした年度の翌年度から7年間 ※返還猶予期間がある場合でも、7年間は変わりません。 [例] 令和7年度に事前申請した場合 → 令和14年度まで交付申請が可能 (令和13年度の奨学金返還分までが対象)

7 各手続の詳細

(1) 事前申請（支援対象者がやること）

◆概要

入社が確定したら、事前申請をして、支援対象者としての認定を受けてください。

事前申請ができる方は、2ページ「3 支援対象者とは」の要件を満たしていることが必要です。

◆申請期間（事前申請）

内定後～入社日から3か月以内

※令和7年度に限り、令和7年4月1日～令和7年12月31日入社の方は

令和8年3月31日まで事前申請可能とします。

◆必要書類（事前申請）

	書類名	備考
①	大田区奨学金返還支援対象者事前認定申請書	※オンライン申請の場合は不要 第1号様式
②	住民票の写し	発行から3か月以内のもの ・支援対象者本人のみ ・世帯主&続柄:不要 ・本籍地&筆頭者:不要 ・マイナンバー:不要
③	就業または就業予定であることが確認できる書類の写し	内定証明書、雇用契約書など
④	就業先の法人登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し	支援対象者が法務局で郵送やオンラインにより取得が可能です。 ・請求事項:全部事項(謄本) ・証明書種類:履歴事項証明書
⑤	奨学金の貸与を受けていることを証明する書類の写し	奨学金団体が発行する奨学金貸与証明書や奨学金返還証明書など

◆申請方法（事前申請）



オンライン申請、または郵送・持参で申請してください。大田区ホームページ→

オンライン申請	郵送または持参
大田区ホームページ中の事前申請フォームから申請してください。 必要書類②～⑤をPDFにしておくスムーズです。 スキャナー等が無い場合は、以下の方法をご検討ください。 ・スマートフォンの写真データからPDF化 ・コンビニのマルチコピー機のスキャンサービスを利用	所定の様式を大田区のホームページからダウンロードして、必要書類を添付して提出してください。 提出先は、10ページ「14 問合せ先」参照 郵送の場合は、当日消印有効です。

(2) 事前認定・不認定通知（大田区がやること）

事前認定、または不認定の結果については、原則オンラインで事前申請した方へはメール、郵送または持参で事前申請した方へは郵送にて通知します。

(3) 現況報告及び交付申請（支援対象者がやること）

◆概要

事前認定を受けた方は翌年度以降、毎年4月～6月の申請期間中に、必ず現況報告及び交付申請をしてください。

①現況報告

申請した内容に変更がないかどうかの確認、及び簡単なアンケートになります。

※交付申請をしない場合も、①現況報告は必ず毎年行ってください。

②交付申請

支援金を受け取るための申請です。前年度の奨学金返還状況や交付申請時の就業状況を確認します。

※返還猶予期間などにより、前年度に奨学金の返還がなされなかった場合は①現況報告のみで結構です。

＼ポイント／

事前認定を受けた方は、毎年度現況報告をする必要があります。
現況報告をしなかった場合は支援の対象外となり、次年度以降に交付申請をしても不交付となりますのでご注意ください。

◆申請期間（現況報告及び交付申請）

毎年度4月1日から6月30日まで

※6月30日が大田区役所の閉庁日(土日祝)の場合は、**前開庁日**を期限とします。

◆必要書類（現況報告及び交付申請）

	書類名	備考
①	大田区奨学金返還支援現況報告書兼交付申請書	<p>※オンライン申請の場合は不要</p> <p>第4号様式 事前認定を受けた方は、<u>全員毎年度</u>4月～6月末までの期間に提出してください。</p> <p>交付申請書に記載のある同意・誓約事項にすべて同意された方が交付申請することができます。</p>
②	住民票の写し	<p>発行から3か月以内のもの 氏名・住所の<u>変更があった場合のみ</u>提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者本人のみ ・世帯主&続柄:不要 ・本籍地&筆頭者:不要 ・マイナンバー:不要
③	在籍証明書	<p>第5号様式 就業先に証明をもらった在籍証明書を提出してください。</p>
④	前年度に奨学金を返還した額がわかる書類の写し	<p>返還期間&返還金額が分かるもの 奨学金団体に申請して交付される返還額証明書など</p>

◆申請方法（現況報告及び交付申請）

オンライン申請、または郵送・持参で申請してください。大田区ホームページ→



オンライン申請	郵送または持参
<p>大田区ホームページにアクセスして、現況報告及び交付申請フォームから申請してください。 必要書類②～④をPDFにしておくことスムーズです。</p> <p>スキャナー等が無い場合は、以下の方法をご検討ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンの写真データからPDF化 ・コンビニのマルチコピー機のスキャンサービスを利用 	<p>所定の様式を大田区のホームページからダウンロードして、必要書類を添付して提出してください。</p> <p>提出先は、10ページ「14 問合せ先」参照 郵送の場合は、当日消印有効です。</p>

(4) 交付・不交付決定通知（大田区がやること）

交付、または不交付の結果については、郵送にて通知します。

(5) 請求書の提出（支援対象者がやること）

◆概要

「(4)交付・不交付決定通知（大田区がやること）」で交付決定通知書を受け取った方は請求書を提出してください。

◆提出期間（請求書の提出）

交付決定通知書の日付けから 30 日以内

◆提出方法（請求書の提出）

郵送または持参にてご提出ください。提出先は10ページ「14 問合せ先」参照。

※押印が必要なため、オンラインでの提出はできません。

◆必要書類

	書類名	備考
①	大田区奨学金返還支援金 請求書	第8号様式 様式は「(4)交付・不交付決定通知（大田区がやること）」の交付決定通知書に同封します。
②	口座情報が わかる書類の写し	通帳等のコピーなど ・金融機関名、支店番号、支店名、口座番号、口座名義人が確認できるもの。 ・支援対象者と口座名義人が一致している口座のみ対象です。

(6) 支援金を交付（大田区がやること）

請求書が到着後、おおむね1か月後に、指定した振込口座に入金します。

8 個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例による適正管理を行っています。

大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を大田区ものづくり等人材確保のための奨学金返還支援事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、本人の同意なしに第三者には提供いたしません。

また、規定の保存年限経過後には、適切な方法で廃棄しています。

9 申請内容の変更報告

住所、氏名、就業状況に変更があった場合は「大田区ものづくり等人材確保のための奨学金返還支援変更事項届出書」（第9号様式）を提出してください。

10 辞退

支援対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、「大田区ものづくり等人材確保のための奨学金返還支援交付辞退届」(第10号様式)を速やかに問合せ先に提出してください。

- (1) 支援金の交付を受けることを辞退しようとするとき。
- (2) 2ページ「3 支援対象者とは」に掲げる要件を満たさなくなったとき。

11 決定の取消し

次に掲げる事項に該当した場合は、事前認定または支援金の交付決定を取り消すことがあります。

- (1) 虚偽その他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 2ページ「3 支援対象者とは」に掲げる要件を欠いていたことが判明したとき。
- (3) 10ページ「10 辞退」に記載の交付辞退届を提出したとき。
- (4) 7ページ「7 各手続の詳細(3)現況報告及び交付申請」に記載の現況報告書兼交付申請書を期限内に提出しなかったとき。
- (5) 支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令に基づく命令に違反したとき。

12 再申請について

2ページ「3 支援対象者とは」のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、支援の対象外となります。

対象外になった方で、再度、交付の要件が満たされた場合は、**1回のみ**再申請が可能です。ただし、交付申請が可能な期間は、最初に事前申請した年度の翌年度から7年間になります。

[例] 令和7年度に事前申請（令和14年度の申請まで可）

→ 令和9年度に対象外

→ 令和11年に再申請（令和14年度の申請まで可）

※個別のケースによって異なりますので、詳細はお問合せください。

13 支援金の返還

区長は、支援金交付の決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じる場合があります。

14 問合せ先

〒144-0035 東京都大田区南蒲田1丁目20番20号 大田区産業プラザPiO

大田区産業経済部 産業振興課産業振興担当（調整・工業担当）

電話：03-5744-1376

受付時間：8時30分から17時15分まで（土日祝日・年末年始を除く）

インターネットからのお問合せはこちら→→→→→

